

令和5年7月臨時会

# 横芝光町議会会議録

令和5年 7月31日 開会

令和5年 7月31日 閉会

横芝光町議会

# 令和5年7月横芝光町議会臨時会会議録目次

## 第 1 号 (7月31日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議席の一部変更	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第1号ないし議案第3号、報告第1号ないし報告第11号について	5
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	13
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	16
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	16
閉会の宣告	25
署名議員	27

7 月 臨 時 会

(第 1 号)

## 令和5年7月横芝光町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和5年7月31日（月曜日）午前10時開会

- 日程第 1 議席の一部変更
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第1号ないし議案第3号、報告第1号ないし報告第11号について（町長提案理由説明）
- 日程第 6 議案第1号審議（質疑・討論・採決）  
専決処分の承認を求めることについて（調停及び損害賠償額の決定）
- 日程第 7 議案第2号審議（質疑・討論・採決）  
専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）
- 日程第 8 議案第3号審議（質疑・討論・採決）  
令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）について
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16名）

1番	森	大地	君	2番	内田	美穂	君	
3番	霞	浩子	君	4番	市原	成一	君	
5番	印東	彦治	君	6番	小倉	弘業	君	
7番	森川	貴恵	君	8番	秋鹿	幹夫	君	
9番	宮	蘭博	香	君	10番	山崎	義貞	君
11番	鈴木	和彦	君	12番	鈴木	輝男	君	
13番	川島	仁	君	14番	川島	富士子	君	

15番 鈴木克征君 16番 鈴木唯夫君  
欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	及川雅一君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	向後和彦君	産業課長	加瀬淳一君
東陽病院 事務長	越川直樹君	教育長	實川睦子君

---

職務のため出席した者の職氏名

局長	渡邊 奨	書記	椎名悦子
----	------	----	------

---

### ◎開会の宣告

○議長（鈴木和彦君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和5年7月横芝光町議会臨時会を開会します。

なお、本臨時会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

(午前 9時58分)

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木和彦君） 本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

---

### ◎議席の一部変更

○議長（鈴木和彦君） 日程第1、議席の一部変更を行います。

変更した議席は、お手元に配付の議席表のとおりであり、ただいま着席している議席とします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木和彦君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

14番 川 島 富士子 議員

3番 霞 浩 子 議員

を指名します。

---

### ◎会期決定の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木和彦君） 日程第4、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承を願います。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

6月22日に開催された令和5年東総衛生組合議会第1回臨時会について、川島仁議員。

〔13番議員 川島 仁君登壇〕

○13番（川島 仁君） 皆さん、おはようございます。

去る6月22日に開催されました、令和5年東総衛生組合議会第1回臨時会の概要報告をいたします。

本臨時会に提出されました案件は4議案であります。

議案第1号は、令和5年度東総衛生組合一般会計補正予算の議決についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ2,101万円を追加し、予算の総額を7億4,543万2,000円とするものであります。

議案第2号ないし議案第4号は、専決処分の承認についてであります。

議案第2号 東総衛生組合個人情報保護法施行条例の制定について及び議案第3号 東総衛生組合個人情報保護審議会条例の制定については、いずれも個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に同法が直接適用されることになったことに伴い、現行条例を廃止し、新たに同法の施行に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

議案第4号 東総衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方議会が同法の適用外となることから、東総衛生組合議会が保有する個人情報を保護するため、新たに、議会独自の条例を制定するものであります。

これら組合条例の制定について、急施を要するものと認め、専決処分したので、本議会に

報告し、承認を求めため提案されたものであります。

提案されました4議案は、原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和5年東総衛生組合議会第1回臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔13番議員 川島 仁君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第1号ないし議案第3号、報告第1号ないし報告第11号について

○議長（鈴木和彦君） 日程第5、議案第1号ないし議案第3号、報告第1号ないし報告第11号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和5年7月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進にあたり、格別なるご高配とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

お手元の令和5年7月横芝光町議会臨時会提案理由説明書をご覧ください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（調停及び損害賠償額の決定）であります。本案は、令和3年2月15日に東陽病院で施行した手術に起因する患者からの損害賠償請求の申立てに関し、相手方に損害賠償額350万円を支払う調停案の受諾について、早期解決を図り調停を成立させるため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）であります。本案は、令和4年11月23日から同年11月24日にかけて、横芝光町尾垂地先で発生した大布川樋門の開閉不良を原因とする大布川の溢水により周辺に生じた浸水被害に対して、千葉県と連帯して負う損害賠償責任に関し、町損害賠償額203万5,349円を支払うことにより相手方と示談することについて、早期解決を図るため、議会を招集する時間的余裕がなかつ



たことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

議案第3号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して実証事業を実施する自動運転モビリティ事業の経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億8,470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億9,436万8,000円とすべく提案したものでございます。

報告第1号ないし報告第11号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は、令和4年11月23日から同年11月24日にかけて、横芝光町尾垂地先で発生した大布川樋門の開閉不良を原因とする大布川の溢水により周辺に生じた浸水被害に対して、千葉県と連帯して負う損害賠償責任に関し、相手方11件14人に総額318万4,020円の町損害賠償額を支払うことにより示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、提案いたしました案件について、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） それでは、ピンク色の議案つづり1ページをご覧ください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（調停及び損害賠償額の決定）につきまして、補足説明をさせていただきます。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、東陽病院で施行した手術に起因する患者からの損害賠償請求の申立てに対する調停及び損害賠償額の決定について、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めものであります。

3ページをご覧ください。

こちらは専決処分でありまして、調停の成立の期日の令和5年6月23日付で専決処分したものでございます。

次に、5ページ、調停及び損害賠償額の決定についてにより、内容について説明させてい

たきます。

1の申立人は、千葉県匝瑳市在住の方です。

2の事件名は、裁判事件記録符号です。

3の事件の概要は、大腸がんの患者に対し、令和3年2月15日に大腸を切除し、ポリープを取り除きつなぎ直す腹腔鏡下高位前方切除術において、左尿管を損傷したことに起因し、その後、他病院で左腎瘻を造設する手術及び左膀胱尿管吻合術が必要となった医療事故について、患者から令和5年2月15日付で損害賠償請求の申立てがあったものであります。

なお、本件につきまして、東陽病院としましては、当初から過失を認め、患者とご家族に謝罪をしております。調停では、申立人の請求する損害の内容の確認と、適切な金額の決定が主でありました。

4の調停の内容につきましては、(1)は損害賠償債務で350万円でありました。内訳でございますが、治療費が27万8,000円、入院雑費が1日1,500円に入院日数34日を掛けた5万1,000円、腎瘻用の剝離剤、皮膜材の費用が1万230円、通院交通費が5,485円、通院付添い費が1日3,300円に、通院日数10日を掛けた3万3,000円、休業損害が転院先病院の入院から132日間を算定した106万5,258円、慰謝料が206万4,227円でございます。

(2)は、支払い期日及び方法で、令和5年7月24日までに申立人代理人弁護士名義の口座に振り込むこととされました。これにつきましては、病院が加入しております医師損害賠償責任保険により全額が保障されますことから、既に保険会社から直接指定された口座へ振り込みがされております。

(3)から(6)は、本件に関し、民事上の責任を行わず、刑事処分、行政処分等の処分を求めないこと、その他の請求や債権債務がないことの確認等で、(7)は調停費用で、各自の負担とするとの内容でございます。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第2号について、産業課長。

〔産業課長 加瀬淳一君登壇〕

○産業課長（加瀬淳一君） それでは、ピンク色の議案つづり7ページをご覧ください。

議案第2号 専決処分を求めることについて、和解と損害賠償額決定につきまして、補足説明をさせていただきます。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、大布川樋門の開閉不良を原因とする浸水被害に対する和解と損害賠償額決定について、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

9ページをご覧ください。

こちらは専決処分書でありまして、示談日である令和5年7月6日付で専決処分したものでございます。

次に、11ページ、和解及び損害賠償額の決定についてにより、内容について説明させていただきます。

1、和解及び損害賠償の相手方は、東京都墨田区在住の方であります。

2、和解の要旨につきましては、令和4年11月23日から24日にかけて、横芝光町尾垂地先で発生した大布川樋門の開閉不良を原因とする大布川の溢水により生じた浸水被害について、千葉県と連帯して、町はその損害を賠償するものであります。

損害賠償額につきましては、総額407万698円であり、町が負担する損害賠償額は203万5,349円として和解し、示談しております。損害賠償の負担割合については、千葉県と町の協議により、折半で負担することとしております。

賠償内容は、家屋の床上浸水に対する洗浄、消毒、床、壁修繕406万4,790円のほか、冷凍冷蔵庫の時価総額5,908円となっております。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任により専決処分できる事項として、当町で指定されている100万円を超える案件ではありますが、令和5年5月30日の議会全員協議会にて説明させていただいた際、円滑に賠償を進めるべく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただくことで、議員の皆様のご理解をいただき、進めてまいりました。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔産業課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第3号について、財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） それでは、議案第3号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

令和5年度横芝光町の一般会計補正予算（第5号）は、高齢化の進展による自家用車以外での移動需要の増加と交通事業者のドライバー不足に対応するため、国の補助金を活用して自動運転対応電気バスを導入し、持続可能な移動サービスを推進する実証調査事業を行おうとするものであります。

補正額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億9,436万8,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

2ページ、3ページは第1表歳入歳出予算補正で、本補正予算の款項ごとの金額です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

4ページから6ページまでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

初めに歳入です。

15款2項1目総務費国庫補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、地域づくりの一環として行うバスサービス等の自動運転化に伴う経費に対して、地方公共団体等が当該経費を助成する事業等に要する経費に補助されるもので、補助限度額の1億8,000万円を見込みました。

19款2項10目ふるさとまちづくり基金繰入金は、本補正予算の財源とするため繰り入れるものです。

続いて8ページ、歳出です。

2款1項8目企画費の自動運転モビリティ事業、10節需用費の光熱水費は、電気バスの電気料金、次の修繕料は電気バスの法定点検料など、11節役務費は、自動車保険料、12節委託料は、自動運転実証調査業務に係る委託料で、電気バスの購入費、電気車両用充電設備や遠隔監視室、自動運転管理システムの設置費、遠隔監視員や社内オペレーターの人件費などとなります。26節公課費は自動車重量税です。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 報告第1号ないし報告第11号について、産業課長。

〔産業課長 加瀬淳一君登壇〕

○産業課長（加瀬淳一君） それでは、報告第1号から第11号まで、補足説明をさせていただきます。

町長から提案理由説明がありましたとおり、いずれも大布川樋門に係る浸水被害に対する和解と損害賠償額決定について専決処分したので、これを議会に報告するものであります。

ピンク色の議案つづり13ページの報告第1号をご覧ください。

専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

ページをめくっていただき15ページ、こちらは専決処分書でありまして、示談日である令和5年7月6日付で専決処分したものでございます。

次に、17ページ、和解及び損害賠償額の決定についてにより、内容について説明させていただきます。

和解の相手方は、千葉県山武郡横芝光町在住の2名であります。

和解の要旨につきましては、令和4年11月23日から24日にかけて発生した大布川の浸水被害について、千葉県と連帯して町はその損害を賠償するものです。

損害賠償額につきましては、総額145万250円であり、町が負担する損害賠償額は72万5,125円として和解し、示談しております。

賠償内容は、家屋の床下浸水に対する洗浄、消毒、内外装工事89万2,001円のほか、自動車の修理、液晶テレビ、ブルーレイレコーダーの時価相当額となっております。

19ページの報告第2号は、報告第1号と同内容となります。

21ページの専決処分書も、前号と同内容となります。

23ページ、和解及び損害賠償額の決定についてをご覧ください。

和解の相手方は、千葉県山武郡横芝光町在住の方であります。

和解の要旨につきましては、前号と同内容であります。

損害賠償額につきましては、総額62万3,839円であり、町が負担する損害賠償額は31万1,919円として和解し、示談しております。

賠償内容は、家屋の床上浸水に対する床洗浄、床修繕59万3,779円のほか、草刈り機、五月人形、日本人形の時価相当額となっております。

報告第3号につきましては、29ページ、和解及び損害賠償額の決定についてをご覧ください。

和解の相手方は、千葉県山武郡横芝光町在住の方であります。

和解の要旨につきましては、前号と同内容であります。

損害賠償額につきましては、総額65万8,378円であり、町が負担する損害賠償額は32万9,189円として和解し、示談しております。

対象物件は、家屋の床下浸水に対する洗浄消毒63万6,488円のほか、石油風呂釜、石油タンクの時価相当額となっております。

報告第4号につきましては、35ページ、和解及び損害賠償額の決定についてをご覧ください。

和解の相手方は、千葉県山武郡横芝光町在住の方であります。

和解の要旨につきましては、前号と同内容であります。

損害賠償額につきましては、総額48万円であり、町が負担する損害賠償額は24万円として和解し、示談しております。

賠償内容は、浸水によって損傷した自動車の時価相当額となっております。

報告第5号について、41ページ、和解及び損害賠償額の決定についてをご覧ください。

和解の相手方は、千葉県山武郡横芝光町在住の方であります。

和解の要旨につきましては、前号と同内容であります。

損害賠償額につきましては、総額3万4,114円であり、町が負担する損害賠償額は1万7,057円として和解し、示談しております。

賠償内容は、浸水によって損傷した草刈り機の時価相当額となっております。

報告第6号について、47ページ、和解及び損害賠償額の決定についてをご覧ください。

和解の相手方は、千葉県山武郡横芝光町在住の方であります。

和解の要旨につきましては、前号と同内容であります。

損害賠償額につきましては、総額18万6,000円であり、町が負担する損害賠償額は9万3,000円として和解し、示談しております。

賠償内容は、浸水によって損傷した自動車の時価相当額となっております。

報告第7号について、53ページ、和解及び損害賠償額の決定についてをご覧ください。

和解の相手方は、千葉県山武郡横芝光町在住の方であります。

和解の要旨につきましては、前号と同内容であります。

損害賠償額につきましては、総額1万4,503円であり、町が負担する損害賠償額は7,252円

として和解し、示談しております。

賠償の内容は、浸水によって損傷した草刈り機、チェーンソーの時価相当額となっております。

報告第8号について、57ページの専決処分書は、示談日である令和5年7月7日付で専決処分したものでございます。示談日につきましては、事務上の確認に対して要した日数により異なっております。

次に、59ページ、和解及び損害賠償額の決定についてをご覧ください。

和解の相手方は、千葉県山武郡横芝光町在住の3名であります。

和解の要旨につきましては、前号と同内容であります。

損害賠償額につきましては、総額146万5,613円であり、町が負担する損害賠償額は73万2,806円として和解し、示談しております。

相手方が連名となっておりますのは、同一世帯でも賠償の対象物件の所有者が異なるためです。

賠償内容は、家屋の床下浸水に対する床下消毒23万5,613円のほか、自動車の修理費、溶接機、発電機等の時価相当額となっております。

報告第9号について、63ページの専決処分書は、示談日である令和5年7月12日付で専決処分したものでございます。

次に、65ページ、和解及び損害賠償額の決定についてをご覧ください。

和解の相手は、東京都北区に所在する法人であります。

和解の要旨につきましては、前号と同内容であります。

損害賠償額につきましては、総額16万1,420円であり、町が負担する損害賠償額は8万710円として和解し、示談しております。

賠償内容は、浸水によって損傷した自動車の修理費9万6,932円のほか、草刈り機2台、電動工具等の時価相当額となっております。

報告第10号について、69ページの専決処分書は、示談日である令和5年7月12日付で専決処分したものでございます。

71ページ、和解及び損害賠償額の決定についてをご覧ください。

和解の相手は、東京都江東区に所在する法人であります。

和解の要旨につきましては、前号と同内容であります。

損害賠償額につきましては、総額116万3,661円であり、町が負担する損害賠償額は58万

1,831円として和解し、示談しております。

賠償内容は、家屋の床下浸水に対する洗浄、消毒、床修繕104万4,971円のほか、井戸ポンプ、エアコン室外機の時価相当額となっております。

報告第11号について、75ページの専決処分書は、示談日である令和5年7月18日付で専決処分したものでございます。

次に、77ページ、和解及び損害賠償額の決定についてをご覧ください。

和解の相手方は、東京都中野区に所在する法人であります。

和解の要旨につきましては、前号と同内容であります。

損害賠償額につきましては、総額13万262円であり、町が負担する損害賠償額は6万5,131円として和解し、示談しております。

賠償内容は、浸水によって損傷した自動車の修理費9万9,902円のほか、草刈り機の時価相当額となっております。

以上、報告第1号から第11号の補足説明とさせていただきます。

〔産業課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 報告第1号ないし報告第11号の専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）は、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時50分です。

（午前 9時37分）

---

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時49分）

---

#### ◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） これより議案審議を行います。

日程第6、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（調停及び損害賠償額の決定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。



宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） それでは、質問させていただきます。

先ほどの説明で相手方、代理人と7月24日までに調停をしなければならなかったということで専決処分にしたというのは分かるんですけども、先ほどの説明ですと、当初発生したのが2月15日ということであります。そうすると、その間に幾度か調停、そういうものをしていたと思います。

そういうことであるならば、手術とか、そういうのでありますので、ライセンスを持っている人が行って、失敗はしていただきたくないんですけども、当然失敗しちゃえばこういうふうになるということで、これは十分理解できるんですけども、やっぱりその間のプロセスとして、やっぱり議会にかけるとまがないということであるならば、その間に議会全員協議会等、そういうものも数回行われているわけでありますので、そういうときにでも、一言こういうようなことがあったという説明をしていただければよろしかったのかなと思いますけれども、その辺についてご意見等伺えればありがたいなと思っております。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 途中で報告ができなかったことにつきましては、ともかく調停中であつたということでございまして、これが調停が相整った段階で議会に報告するいとまがなかったかどうかについては、ちょっと今定かではないのですが、そういうところもあるということをご理解いただきたいというのと、また、損害賠償については、今まで全員協議会で報告する案件、していない案件、ちょっとばらばらでございましたので、それについては今後、整理して対応したいと思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 今、町長からいろいろとご答弁いただきました。

といいますのは、今回こういうふういろいろ出てきている中で、片方は補償の関係で、何回も何回も全員協議会の中で説明している。確かに、要するに医療補償の場合には、いろいろ難しいかもしれませんが、やっぱり結果として、そういうことがあるんならば、金額とそういうものが定まらなくても、やっぱりこういう状況になっているというようなことで対応していただければありがたいのかなと。

いずれにしても、町長のほうから今後そういう問題については整理するということがありましたので、十分検討していただきまして、要するに整合性が取れるような対応をして

いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 1点お尋ねします。

なかなか個人情報保護法等の観点でお伝えできないところ、あると思いますので、できる範囲内で結構です。この方の年齢等ちょっとはつきりしませんので、分からない、何とも言えない場面もあると思いますが、350万円の支払い義務の中の206万円が慰謝料ということで、先ほどお聞きしました。どのような根拠で額が決められているのか、差し支えなければお答え願います。

○議長（鈴木和彦君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（越川直樹君） 森川貴恵議員のご質問にお答えいたします。

まず、年齢については、70代の方です。

慰謝料につきましては、入院期間と通院期間を合計した8か月と13日といたしまして、これにつきましては公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部が作成しました損害賠償基準に照らし、算定した額170万円に、本件医療事故の内容、入院付添いに関する事情、その他、申立人が様々精神的な面を主張されておまして、その主張する事情を考慮して決定がされております。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 今後の人生とか、いろいろあると思いましたが、十分かどうかはちょっとそういうところが分からなかったので質問いたしました。どうもありがとうございました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 異議なしと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第7、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 異議なしと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第8、議案第3号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

市原成一議員。

○4番（市原成一君） それでは、無人化の実証事業について、先般の議会議員全員協議会で詳しくご説明をいただいておりますが、ちょっと私、理解不足なところがありまして、その際にも財政推計から町の財政運営はさほど心配ないんじゃないかというご発言もあったので、その辺もちょっと1週間かけて検証をさせていただきました。

まず、その中では、確かに財政推計ですとか、そういうものを見ますと、実質収支は黒字ですという言い方がこれは妥当なところだったかもしれません。しかしながら、決算審査意

見書では実質収支は苦しいですと。しかし、今後の財政需要の増加も見込まれ、事業内容を再度検証し、財源確保に努め、歳入歳出の均衡を保てる健全性のある財政運営を行う必要があるというふうに、監査委員さんからご指摘がされております。

それと、行政改革大綱の実績報告書中の当町の現状というページがあるんですが、そこでは、少子高齢化の進展による人口減少の到来などにより、町税などの自主財源の大幅な改善が見込めない中で、福祉関係経費の増大、公債費、要は借金返済ですね。借金返済の増加傾向があります。それに加えて、令和2年度で財政面での合併支援措置が終了することから、非常に厳しい財政運営が続くものと予想されますというふうに書かれています。

今回の実証の運行に私、反対するわけではないんですけれども、将来的にこれが実装、要は本格運用になったときに、どういう現象が起きるかというところで、ちょっと心配して財政的見地から質問をさせていただきたいなと思いました。

まず、補正予算書の8ページですが、歳出面では12節委託料で、おおむね全ての事業を委託しようとしている計画ですが、これからプロポーザルによって業者を選定するということになるかと思えます。

その中で、プロポーザルの公告前ですから、これはこの場でお話しできないということであればそれはそれで構いませんけれども、契約期間をどのように設定するのか、また、12月補正では、債務負担行為によって、さらに先の契約をするのかなというふうに思いますが、その際の事業の全体スケジュールというものはどのように考えているのか、もう一度すみません、教えていただきたいと思えます。

国の補助金はあくまでも単年度主義であろうかと、要綱を見る限りは読めます。採択したからには何年か継続する、途中で見捨てるような補助金採択はしないかと思えますが、ちょっと心配な部分がございます。

それと、ふるさとまちづくり基金、現在高と年度末でどの程度残額になるのかも教えていただきたいというふうに思えます。

バスを選択して、実証運行するんですかというところを前回もお伺いしましたけれども、今の循環バスの利用の人数ってどの程度あるのかなというふうに教えていただきたいのと、今後、増加する見込みがあるのでしょうか。

高齢者が増えれば全体的には、交通弱者というものは増えるのかなというふうに思っていますが、どの辺の見込みでいるのかを教えていただきたいと思えます。

それから、4点目ではありますが、ランニング経費、1台運行には6,000万円程度かかりま

すよというお話があったかと思いますが、これを循環バスの代わりに運行するという事になった場合には、2台分の1億2,000万という金額になるのでしょうか。その辺を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、今のご質問、お伺いさせていただきます。

まず、想定しています契約の期間でございますけれども、プロポーザルが終了後、恐らく仮契約という形で9月の町議会のほうに承認をお願いするようになるかと思っております。それでご承認いただければ、契約期間は来年3月までということで想定しています。

先日、全員協議会のときに、12月の補正、予定されて、12月の補正予算の中で債務負担行為をお願いするつもりでおりますということを申し上げましたけれども、それは来年4月1日から来年度中、3月末まで契約できるように、契約準備に入るために債務負担行為を前年度に設定させていただきたいと思っていることによります。

次の実証実験の関係で、ちょっと市原議員のお答えに沿う形で答えられているかどうか疑問ですけれども、今回の国庫補助金の応募については、一つの条件として、社会実装まで行けることということが採択の要件として入っています。ですので、国のほうは、社会実装まで行けるところを採択するんだろうと思っております。

ただ、今までの補助金受けたところの例を見ますと、4分の3くらいは実験事業でやってしまって、社会実装まで行っていないというのが結果として残っておりますので、国のほうはそういう点を重視して見るんじゃないかなと思っております。

あと、町内循環バスの利用ということでございますけれども、令和4年度につきましては、申し訳ございません、令和4年12月から、従来の循環バスから町内バスという形で運行を変えておりますが、トータル的には令和4年度で1万7,000人ぐらいのご利用をいただいております。

これが今後伸びることがあるかということなんですけれども、昨年12月から運行形態を変えまして、正直言って利用者は減っています。やはりなかなか従来の運行を前提に考えられている方がいらっしゃるようで、なかなか思ったとおり利用者が増えておりませんが、利用が増えるという前提でこちらも12月から変えて、その運行形態を変えましたので、今後ちょっと推移を見たいかなと思っております。

それと、ランニング経費の関係ですけれども、先ほど市原議員からお話ありましたとおり、

1台当たり6,000万円弱、5,600万ぐらいが運行に要するランニング経費かなと思っておりまして、2台運行させるとなると1億円ぐらいかかる、スケールメリットがありますんで、若干減って1億ぐらいかなと思っています。

今現在の町内バスが3,800万ぐらいかかっておりますので、3,800万から1億ということで増えますが、1億かかっても、その半分ぐらいについては、デジタル田園都市国家構想に基づく交付金を予定というか、見込んでおります。

あと、今の公共交通全体にそうなんですけれども、赤字分につきましては、特別交付税の中で0.8の措置があって、それを今後、永続的に続くかどうかというのは疑問ですけれども、現状としてはそういう制度もあるということでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） ふるさとまちづくり基金のご質問に関してお答えいたします。

ふるさとまちづくり基金、現在高につきましては、4年度末といたしまして、1億7,016万7,000円でございます。このうち、今回470万円の充当というものがありますが、当初予算でも253万円を充当するという予算を立てておりましたので、723万円が減額するといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 私、心配しているのが100%補助後のところが一番心配だということで、お気づきいただいて、先に特別交付税の算入のところまでパーセンテージのお話をしていたいただきましたが、まず、デジタル田園都市国家構想でしたか、その交付金も、この100%補助が終わった後には考えるんだというところでございますけれども、これ確証というものはまずないんじゃないかなというふうに思っているんで、なおさら心配になっているところです。

あと、補助金も交付金も受けられないということになってくれば、町長がトップセールスで多分空港のほうでお話をいただけるんでしょうけれども、これもひもつきで、増額で頂けるのであれば非常にありがたいお話ですが、取らぬ狸の皮算用をすべきではないので、ここも本当に本当に心配しています。

先ほど、財政の面でいろんな決算の審査意見書ですとか、そういうものでお話ししましたけれども、町の当初予算の編成方針の中でも、選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドと

という言葉を使って、予算の削減に努めていこうではないかと、健全な運営に努めていこうではないかというふうに予算編成方針がうたわれているんじゃないかなというふうに読み取ってはいるんですけども、本当にこの事業をやらなければいけないのかというところが私はちょっと疑問を生じています。

実証運行は、日本の国内でどこかでやっぱりやらないといかん事業だということころは私も理解します。雪国のところでも、雪国の中でテストパターンとして実証運行を受け入れたという自治体があるというふうに思っています。首都圏エリアにありながらも、田舎だということころのこの町でやることには、それなりの価値はあるというふうに思っていますが、実装となると、ちょっと違うんじゃないかなというふうに思っています。

実装がなくなると多分採択する確率が非常に低くなるので、あまりその辺にこだわりたくはないなと思いつつも、将来のことを考えると、言わせていただかざるを得ないかなと。

今1万6,000人ぐらい、7,000人ぐらいが循環バスを使っているということですが、それで、年間経費3,800万。1人当たりの輸送コスト2,000円強と、2,300円ぐらいなんですかね。デマンドタクシーが年間1万1,000人、これは公共交通計画から拾った数字ですので、新しいものではないかというふうに思います。経費が3,000万ぐらい。これだと1人当たりの輸送コストが2,700円。

本当はバスのほうが輸送コストというのがもっと良くなって、コストパフォーマンスが良くなるはずなんですけれども、デマンドとあまり変わらないなというふうに見ています。

次に、乗車人員はあまり変化しないんじゃないかなということで、バスの無人化したときのランニングが1台当たり6,000万と、ちょっと辛く見積もって、値上がりするかもしれないので、それを2台回したとすると、1億2,000万。1億2,000万を1,600人とか700人で割りますと7,000円。非常に輸送コストが高いんじゃないかなというふうに思っています。

確かに財源が求められれば、それはそれでよしとすべきところもあるかもしれませんが、財源、必ずもらえるものじゃないというところもありますので、それと、最終的には特別交付税というものもありますが、これは一つのパイの中で取り合う、たしかシステムじゃなかったかなと。ルール分というのものもあるかもしれませんが、その辺もですからどこか削る話になっちゃうのかなというふうになります。

それに、イニシャルコスト、これを例えば税上ですと5年で償却するというのもありますけれども、10年は使えるだろうというふうにやって、1台8,000万で、2台そろえて1億6,000万、年間当たり1,600万、それを加えて輸送コストはじき出すと、8,000円ぐらいの金

額になりますね。それって本当にこの町で必要とする事業なのかなというのは、ちょっと私、疑問でならないです。

実証は先ほど言いましたように、反対はいたしません。実装、本格運用ということになると、本当にこれだけの経費をかけて、この町に、この手段しかないのであればそれはやむを得ない、致し方ないというふうに思いますけれども、ほかにも手段があるのであれば、もうちょっと検討していただきたいなど。

実証運行中もし採択になれば、運よく採択になれば、実証運行中に将来をもう一度見つめて計算をし直していただきたいというお願いでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 横芝光町単独での財政力指数も今0.5を割ってしまっている状況の中で、決して潤沢な部分ではないとはいうものの、周辺対策交付金14億4,000万円等々いろいろある中で、比較的安定した今の地方交付税制度の中でやっていけているというような状況の中で、10年間の財政推計も黒字化に持っていったという状況の中で、今なぜ自動運転の実証実験なのかということで、それを国が、また世界がこれを行っているかということ、やはりこの人口が減っていく中で、やはりその働き方改革も含めて、これからの公共交通を誰が担っていくのか。

そこにやっぱりITですとか、ICTがこれが必要になってくる。それを率先してやっていくという、その一つとして、その仲間に率先する先駆けの一つとして、この横芝光町が夢を持ってこれを町民の皆さんにご理解をいただきたいなと思うところでございますし、先ほど課長のほうからも答弁ございましたけれども、4分の3は途中でやめてしまうというようなことも事実でございます。これはもう、先がもうこれ、合わなければできなくなってしまうわけでございますけれど、ただ、じゃ、今の安い循環バスは、もう未来永劫これが続けられるのか。運転士さんの確保ができるのか。こういう状況を国も、我々も心配する中で、この実験に乗り出して、これをぜひ勝ち取って、横芝光町の中で無人バスの自己運転ができ、またそれを使わさせていただくことによって、町民の足の確保、これが将来にわたって持続可能な公共交通の運行にどういうものが必要なのかということの中の大きな大きな柱の一つとして、これにチャレンジしていきたいという思いでございますので、ひとつご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。



○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 3回目です。最後になります。

いろいろご説明をいただきまして、ありがとうございます。ここで財政の運営について議論するつもりはございませんが、私、財政推計見るからには、申し訳ありません、これ、財政推計って非常に辛くつけていくので、こういう現象が起きたのかもしれないけれども、財政調整基金、何年かすると枯渇をすることはないにしても、減っていくという現象が起きておりますので、その辺もちょっともう一度見直していただきながら、厳しい目で財政運営に当たっていただきたいなというふうに期待をするところです。

それから、私、何でこれに固執して3回まで質問するのかというと、実際、公共交通の担当をしていたときに、ある町民の方に言われました。大金かけて空気を運んでいるのか。今度言われかねないのが、無人化の実証運行で、旅客の無人化実証するのかと言われぬように、十分PRをして実施をしていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 市原議員と若干重なる部分はあるんですけども、自動運転の実証運行は、これは時代の流れだと思いますので、私は100%補助で採択が受けられるのであれば、取りあえず対応していただきたいという気持ちはあります。

しかしながら、本予算を拝見させていただきますと、やっぱり100%補助といいましても、3月分は単費を組んでいる状況になっております。

したがいまして、それで最終的な導入云々については、やっぱり費用対効果、そういうものまでやっぱりしっかりし、最終的には町長の判断というのが必要ではないのかなと。

先ほど市原議員も言いましたように、空気を走らせているような状況では、やっぱりその血税を有効に活用できないというもの等もなってきますので、それらを十分に踏まえた中で対応をしていただければありがたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 十分認識しておりますし、今、宮菌議員のご発言についても、しっかりと宣伝から、いろいろな部分で町民の皆様に愛されるような、また認められるような事業につくり上げていきたいと思っておりますので、よろしく今後ともご指導賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 私もその実証実験することに反対ということではない、宮菌議員と同じように、国が全額これは出すべき、そういう性質のものだとは思っています。

それで、この自動運転実証調査事業ですね。要するに、バスのこれは事業だと思いますので、これの事業と目的ですよね。目指すところというのは、この間の説明ではレベル2ということでありました。これ、レベル4を目指すと、要するに完全自動化ですよね。運転士がつかないような、そういう自動化を目指すというようなこと、そうすると、収支計画を策定するというようなことも入っていると思います。

そして、住民とか、機関に対しての走行特性や安全性について、理解の推進が図られていることというふうに募集の基本には入っているかと思うんですが、こここのところの住民理解に関しては、どのような理解を求めていくのかというようなことが1点あります。

それと同時に、財政的な面で、やはり4分の3が継続できないって、4分の1しか継続できないという話がありました。ということは、それだけ実証実験をしても町の負担が大きくなる、要するに、財政的なリスクを伴うということになっていくと思うんですが、そのところで、そのようなときにはやはり4分の3の自治体が中止していくということであれば、町としても、どのような状況になったときには、これを中止をしていくというような決断を下すのかを、ちょっとあれば町長にお聞きしたいんですが。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 住民理解の部分につきましては、まさしく今この議会で皆さんに、住民代表の皆さんにまずご理解をいただくということの中で、この補正予算が組めないと、もう次の段階に進めないわけでございますので、この議会が通って、補正予算が通った段階では、しっかりとこれをまた違う媒体で、住民にも周知していかなければならないというふうに思っています。

あともう一つは、公共交通、この実証実験の終わった後、どのようなときにこの決断ができるかという部分ですけれども、それにつきましては、今の空気を運んでいるというようなことのないようにすることがまず第一前提なんですけれども、この事業で町で利益を上げようという気持ちは毛頭ございません。

しかしながら、この費用対効果については、住民の皆さんが納得できない状況になれば、それは当然のことながら決断もしなければならぬ状況になるだろうなというふうに思っていますし、そうしなければならぬ、大事な税金を扱っている、使わせていただいている行政側としては、その決断についてはしっかりと対応していきたいというふうに考えており

ます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） しっかり対応していただきたいというふうに思いますが、実証実験やっているところでも、千葉市でもレベル4でやっている、花見川ではたしかやっていたかと思いますが、やはり利用者のとか、町民に対しての当然町民負担というものが、町のお金を使うというようなことになってくるわけなので、このところでの細かな町民への意見を聞くということも当然やっていくということで、そういう考えでよろしいんでしょうかね。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今の町民の声の拾い方ですけれども、町で公共交通会議というのがございますので、そちらのほうで主に拾っていくことになるかと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 私は、町の財政が大変にならないうちに、ぜひおかしいときには決断をしてもらいたいというふうに思っています。

それと同時に、町長が先ほどもこれからの公共交通、自動運転の未来に対しての希望みたいなことをおっしゃいました。確かに必要だと思いますが、私は地方自治体がお金を、身銭切ってやるんじゃないなくて、それは国がやるべき、その財源を確保して、そして地方自治体やるというのが筋だと思っていますので、財政が大変になったときには、きちんとそういう対応を取ってきていただきたいということをお願いをいたしますが、町長、いかがですか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ちょっと最後の語尾がちょっと理解できなかったんですけども、しっかり対応していきたいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 異議なしと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木和彦君） 以上で本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

本日の会議を閉じます。

令和5年7月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時24分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 和彦

議員 川島 富士子

議員 霞 浩子